

(別紙)

改正前

所得段階別の介護保険料

【令和3年度から令和5年度までの基準額】年額 60,000 円 (月額 5,000 円)

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	上段：年額 (下段：月額)
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.3	18,000 円 (1,500 円)
	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者		
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下	
		80万円超 120万円以下	基準額 ×0.5 30,000 円 (2,500 円)
		120万円超	基準額 ×0.7 42,000 円 (3,500 円)
第3段階			
第4段階	市民税課税世帯であるが本人は市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下	基準額 ×0.9 54,000 円 (4,500 円)
第5段階 (基準額)		80万円超	基準額 ×1.0 60,000 円 (5,000 円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満	基準額 ×1.2 72,000 円 (6,000 円)
第7段階		120万円以上 210万円未満	基準額 ×1.3 78,000 円 (6,500 円)
第8段階		210万円以上 320万円未満	基準額 ×1.5 90,000 円 (7,500 円)
第9段階		320万円以上 400万円未満	基準額 ×1.7 102,000 円 (8,500 円)
第10段階		400万円以上 600万円未満	基準額 ×1.75 105,000 円 (8,750 円)
第11段階		600万円以上	基準額 ×2.0 120,000 円 (10,000 円)

(下線は改正部分)

※ 第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。

※ 第6段階～第11段階の合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用いる (令和3年度から令和5年度までの特例)。

(別紙)

改正後

所得段階別の介護保険料

【令和6年度から令和8年度までの基準額】年額 63,600 円 (月額 5,300 円)

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	上段：年額 (下段：月額)	
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.285	18,126 円 (1,510 円)	
	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者			
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下		
		80万円超 120万円以下	基準額 ×0.485	30,846 円 (2,570 円)
		120万円超	基準額 ×0.685	43,566 円 (3,630 円)
第3段階				
第4段階	市民税課税世帯であるが本人は市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下	基準額 ×0.9	57,240 円 (4,770 円)
第5段階 (基準額)		80万円超	基準額 ×1.0	63,600 円 (5,300 円)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満	基準額 ×1.2	76,320 円 (6,360 円)
第7段階		120万円以上 210万円未満	基準額 ×1.3	82,680 円 (6,890 円)
第8段階		210万円以上 320万円未満	基準額 ×1.5	95,400 円 (7,950 円)
第9段階		320万円以上 420万円未満	基準額 ×1.7	108,120 円 (9,010 円)
第10段階		420万円以上 520万円未満	基準額 ×1.9	120,840 円 (10,070 円)
第11段階		520万円以上 620万円未満	基準額 ×2.1	133,560 円 (11,130 円)
第12段階		620万円以上 720万円未満	基準額 ×2.3	146,280 円 (12,190 円)
第13段階		720万円以上	基準額 ×2.4	152,640 円 (12,720 円)

(下線は改正部分)

※ 第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。

※ 月割りで算出した場合、1円未満の端数は切り捨てる。